

制定 平成13年12月27日 中国運輸局公示第165号
改正 平成18年 9月29日 中国運輸局公示第 73号

公 示

区域及び時間帯の指定、運行回数の指定、 運行回数の範囲の指定について

平成13年12月27日

中国運輸局長 中村 達朗

1. 区域及び時間帯の指定
(道路運送法施行規則第15条の12第1項第2号及び第15条の14第1項第1号)

指定の範囲	中国運輸局管内を包括した区域とする			
平日・土曜日	7時台～8時台	9時台～15時台	16時台～18時台	19時台～翌6時台
日曜・祝日	7時台～翌6時台			

時刻は発時刻とする。

2. 運行回数の指定
(道路運送法施行規則第15条の12第1項第2号及び第15条の14第1項第3号)

10回とする。ただし、競合系統を有する系統を除く。

3. 運行回数の範囲の指定
(道路運送法施行規則第15条の14第1項第1号)

現行届出運行回数	下限回数	上限回数
11～15	11	現行届出運行回数 + 5
16～25	現行届出運行回数 - 5	現行届出運行回数 + 10
26～75	現行届出運行回数 - 10	現行届出運行回数 + 10
76～	現行届出運行回数 - 20	現行届出運行回数 + 20

競合系統を有する系統を除く。

ただし、競合系統の存しない系統で輸送効率が極端に低い場合であって、運行回数の変更が利用者利便の低下をまねかないと認められるときは、当該範囲に含まれるものとみなす。

対象運行系統は11回以上で生活路線に指定されておらず他局に跨っていないもの。

附 則

この公示は、平成14年2月1日以降、当局管内の陸運支局で受理する届出から適用する。

附 則

この公示は、平成18年10月1日以降、当局管内の運輸支局で受理する届出から適用する。